

## 甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う個人事業主臨時支援金 Q&A 集

### 【支援対象者】

・「甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う個人事業主臨時支援金」の交付対象者はどのような者となるのか。

令和2年3月11日厚生労働省社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」を受けて、甲賀市社会福祉協議会が取り扱う「緊急小口資金等の特例」によって貸付を受けた個人事業主です。

・住所は甲賀市外であるが、事務所は甲賀市内にある場合は対象となるのか。

「甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う個人事業主臨時支援金」は、甲賀市内に住所を有する個人事業主のみが対象となります。

・税滞納しているが、対象となるのか。

対象とします。

### 【添付書類】

・市内の個人事業主であることの証明書とはどのようなものがあるのか。

以下のいずれかの書類としております。

- ① 確定申告書の写し
- ② 「①」に代替する資料（例：開業届の写し、事業を営む上で必要となる営業許可書の写し等）
- ③ その他、「①」及び「②」に類するものとして、事業実態がわかる資料

・ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいのか。

ネット銀行の場合は、銀行や支店名、振込口座がわかるもの（キャッシュカード等）で代用いただけます。なお、口座情報の記載誤り等、記載内容に不備がある場合は、30日以上の期間を要することとなりますので、ご注意ください。

### 【申請手続き】

・申請書の提出方法はどのようなものがあるのか。

申請書の提出は、原則郵送のみとしています。

・提出期限はあるのか？

令和2年3月11日厚生労働省社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」5.留意事項(4)において、「受付期間は、当面、令和2年7月末まで」とあることから、「甲賀市新型コロナウイルス感染症に伴う個人事業主臨時支援金」における提出期限は、令和2年9月30日(水)までを予定しています。

**【支援金の支払い】**

・支援金はいつ支払われるのか。

交付決定及び額の確定通知書を送付後、30日以内に指定口座へ振り込みます。なお、口座情報の記載誤り等、記載内容に不備がある場合は、30日以上の期間を要することとなりますので、ご注意ください。